



平成26年12月15日

【照会先】

栃木労働局雇用均等室

室長 野村 ひとみ

室長補佐 渡邊 宏子

(電話) 028-633-2795

(FAX) 028-637-5998

報道関係者 各位

改正パートタイム労働法等説明会の開催について

～ 改正パートタイム労働法が平成27年4月1日から施行されます！ ～

栃木労働局(局長 堀江 雅和)は、平成27年4月1日から施行される改正パートタイム労働法等について、事業主・人事労務担当者等の理解を深めるとともに、より一層の雇用管理の改善が図られるよう、12月18日(木)に、改正パートタイム労働法等説明会を開催します(別添)。

報道関係者各位におかれては、是非、当日の取材をお願いいたします。

改正パートタイム労働法等説明会の概要

日時 平成26年12月18日(木) 13:30～15:30

場所 とちぎ福祉プラザ 1階「多目的ホール」(宇都宮市若草1丁目10番6号)

内容 説明「改正次世代育成支援対策推進法」「多様な正社員の雇用管理上の留意点」

講演「改正パートタイム労働法」14:00～予定

厚生労働省用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課長 宿里 明弘

対象 事業主、人事労務担当者、労働者等 ※参加申込み多数につき受付終了。

主催 栃木労働局

(参考資料) パートタイム労働法が変わります 平成27年4月1日施行